青森県報
号外第百十六号
令和二年十二月十六日（水曜日）

目次

告示

○家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法の実施……（畜産課）…一

告示

青森県告示第八百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和二年十二月十六日

青森県知事　三村申吾

一　実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

二　実施する区域
県内全域の家きんを飼養する全ての農場

三　実施の期日
令和二年十二月十七日から令和三年一月三十一日までのいずれかの日

四　実施方法
消石灰等の消毒薬の家きんを飼養する農場内における家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価　小口一枚ニ付十五円